

(補足) 監理技術者の講習受講者の取扱いについて

令和4年8月15日より講習受講「1」とする要件が変更になりました。

(変更箇所は⑤赤字部分です。)

【講習受講「1」の要件】

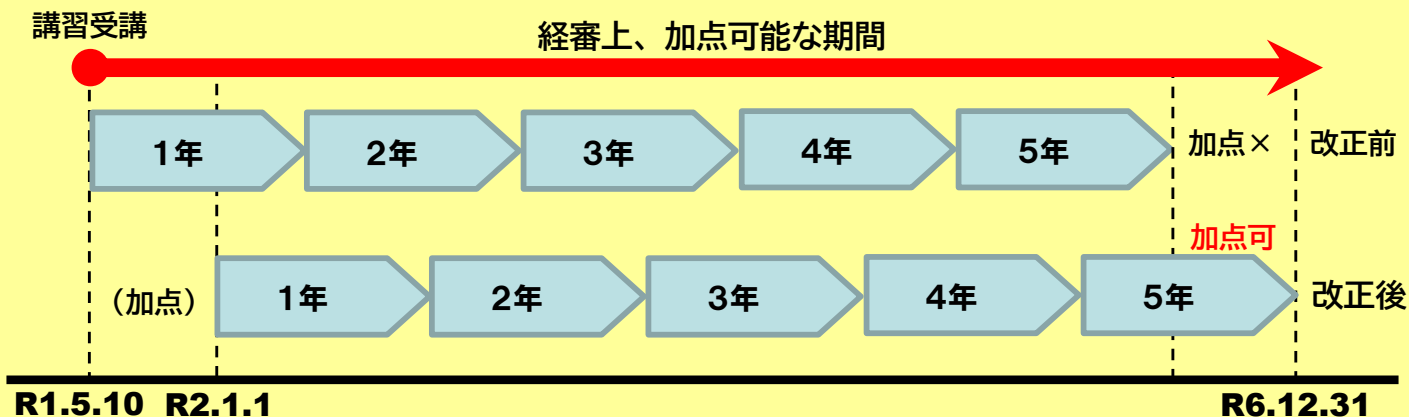
※ すべての要件を満たしている必要があります

- ① 監理技術者資格者証の初回交付日が審査基準日以前の日付であること
- ② 監理技術者資格者証の有効期限が審査基準日以降の日付であること
- ③ 有する資格が1級国家資格相当であること
- ④ 建設業の種類の有無、技術職員名簿に記載した業種に「1」とあること
- ⑤ 講習修了した日が審査基準日以前の日付 かつ **審査基準日が講習修了した日の属する年の翌年から5年以内**に含まれていること

【監理技術者の経審上加点可能な期間】

監理技術者講習を受講した年の翌年の開始の日から5年間加点可能

= **R1.5.10~R6.12.31**



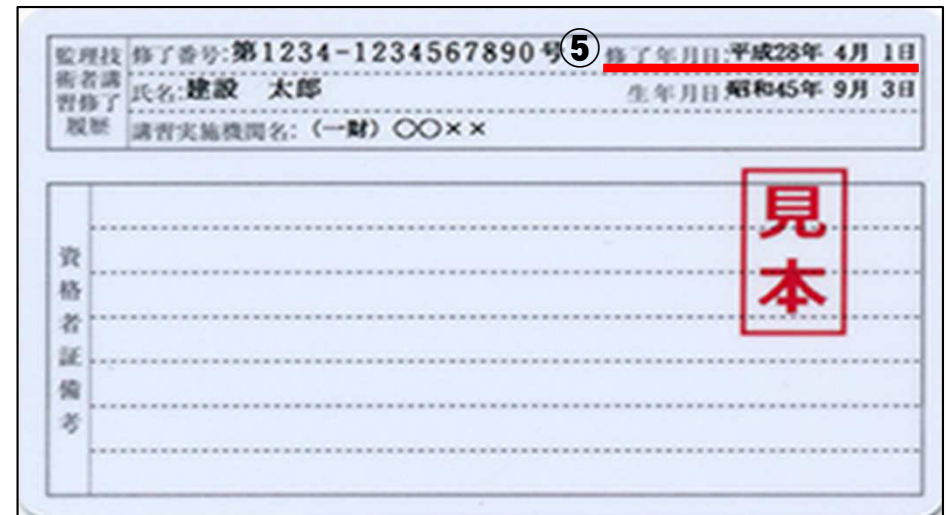
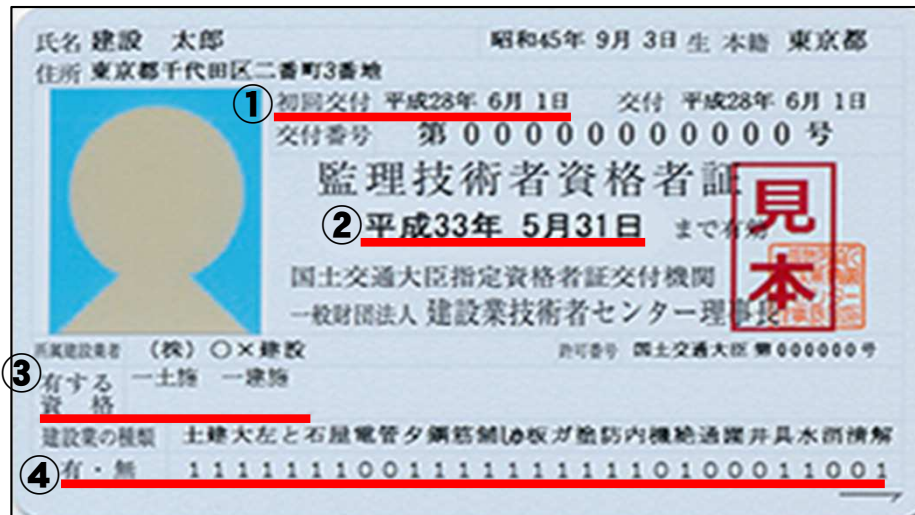
(補足) 監理技術者の講習受講者の取扱いについて

講習受講「1」について、確認資料が不鮮明で読み取れない場合や要件を満たしていない場合は、職権訂正により**補正の連絡なく**講習受講を「2」とする場合があります。

書類を提出する際は、次の内容を確認してから提出してください。

【提出前に確認する内容】

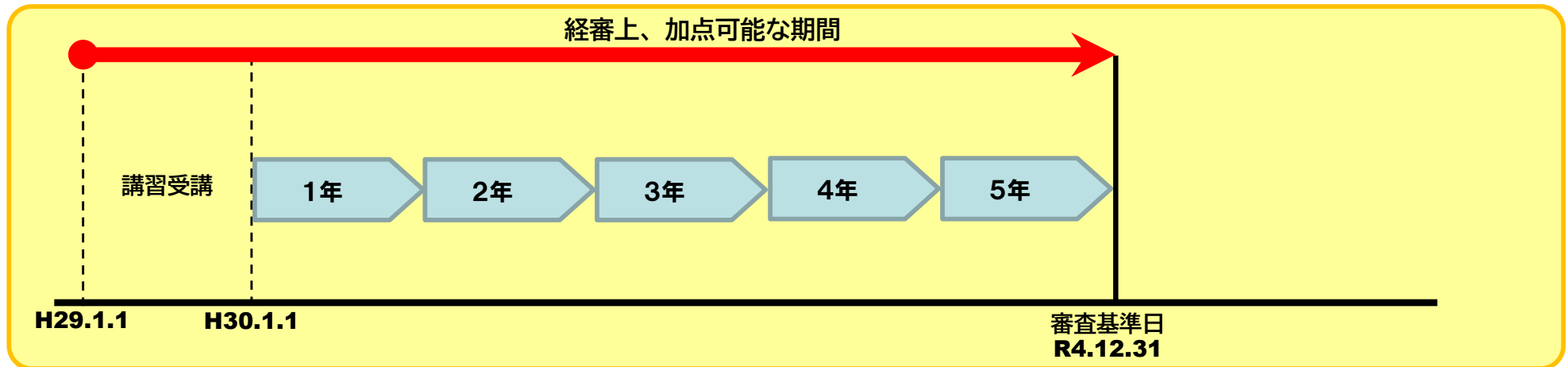
- 1) 監理技術者資格者証の表面と裏面に記載されている内容がハッキリと確認できること
 - ・記載内容が確認しやすいように、縮小コピーはしないでください
 - ・印刷が薄いものや文字が潰れているものは、印刷し直してから提出してください
- 2) 1枚目に記載された要件①～⑤がすべて満たしていることが確認できる
(氏名等についても、きちんと確認ができるものを提出してください。)



(補足) 監理技術者の講習受講者の取扱いについて

【例①】

- 審査基準日が令和4年12月31日の場合、平成29年1月1日から審査基準日まで(審査基準日を含みます。)に講習を受講していれば講習受講「1」となります。



【例②】

- 審査基準日が令和5年3月31日の場合、平成30年1月1日から審査基準日まで(審査基準日を含みます。)に講習を受講していれば講習受講「1」となります。

